

# BCJ 対象建築物拡大のご案内

## 構造計算適合性判定

### 下記県の対象建築物が拡大されました

この度、**47都道府県全ての委任が完了しました**

#### 岐阜県

##### 対象建築物【2026年3月31日まで】

1. 延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超える建築物
2. 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物
3. 判定を要する木造又は木造を併用する建築物 他

##### 対象建築物【2026年4月1日から】

判定を要する **全ての建築物**

##### 宮城県 対象建築物【2026年4月1日から】

判定を要する全ての建築物

※建築主が宮城県である計画通知の審査が可能になります

##### 広島県 対象建築物【2026年4月1日から】

1. 広島県内に事務所を置く全ての判定機関が判定することができない建築物  
(延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物に限る)

2. 大臣認定プログラムによって安全性を確かめた延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以下の建築物

#### ■ お問い合わせ ■



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

本部(構造判定部)

Mail [hantei@bcj.or.jp](mailto:hantei@bcj.or.jp)  
Tel 03-5283-0475

大阪事務所(構造判定課)

Mail [osaka\\_2@bcj.or.jp](mailto:osaka_2@bcj.or.jp)  
Tel 06-6264-7732